

福岡県公報

平成18年7月12日
第2557号

目次

告示(第1317号—第1334号)

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	1
○保安林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林の所在場所等	(治山課)	2
○市の町及び字の区域及び名称の変更	(地方課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○解除に係る保安林の所在場所等	(治山課)	9
○解除に係る保安林の所在場所等	(治山課)	10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	10
選挙管理委員会		
○福岡県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生	(地方課)	11

○福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録(地方課)	11
収用委員会	
○土地収用法第66条第3項の規定に基づく裁決の送達(用地課)	11
内水面漁場管理委員会	
○平成18年度魚種別増殖目標数量(水産振興課)	12
正誤	
○目次(平成18年6月28日福岡県公報第2551号増刊②)中正誤	14
○漁船損害等補償法に基づく加入区の指定の一部改正(平成18年6月福岡県告示第1251号)中正誤	14

告示

福岡県告示第1317号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 マルショク豊前店
 - (2) 所在地 福岡県豊前市大字八屋1874番地の1
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

意見なし

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 術並みづくり等への配慮等

今回の営業時間の延長に関して、変更が生じる事項ではないが、荷並みづくり等への配慮について、地域や商工会議所、行政から依頼があれば十分に検討して協力してもらいたい。なお、当該事業所は、東八商店連盟会員として積極的に街づくり活動に取り組んでおり、今後も継続して取り組んでいきたい。

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1318号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林の所在場所

糟屋郡宇美町大字炭焼字河内1099の16、1099の17

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1319号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林の所在場所

太宰府市大字太宰府字松川139の32、139の34、139の54

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字松川139の32・139の34・139の54（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1320号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、古賀市長から古賀市の町及び字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

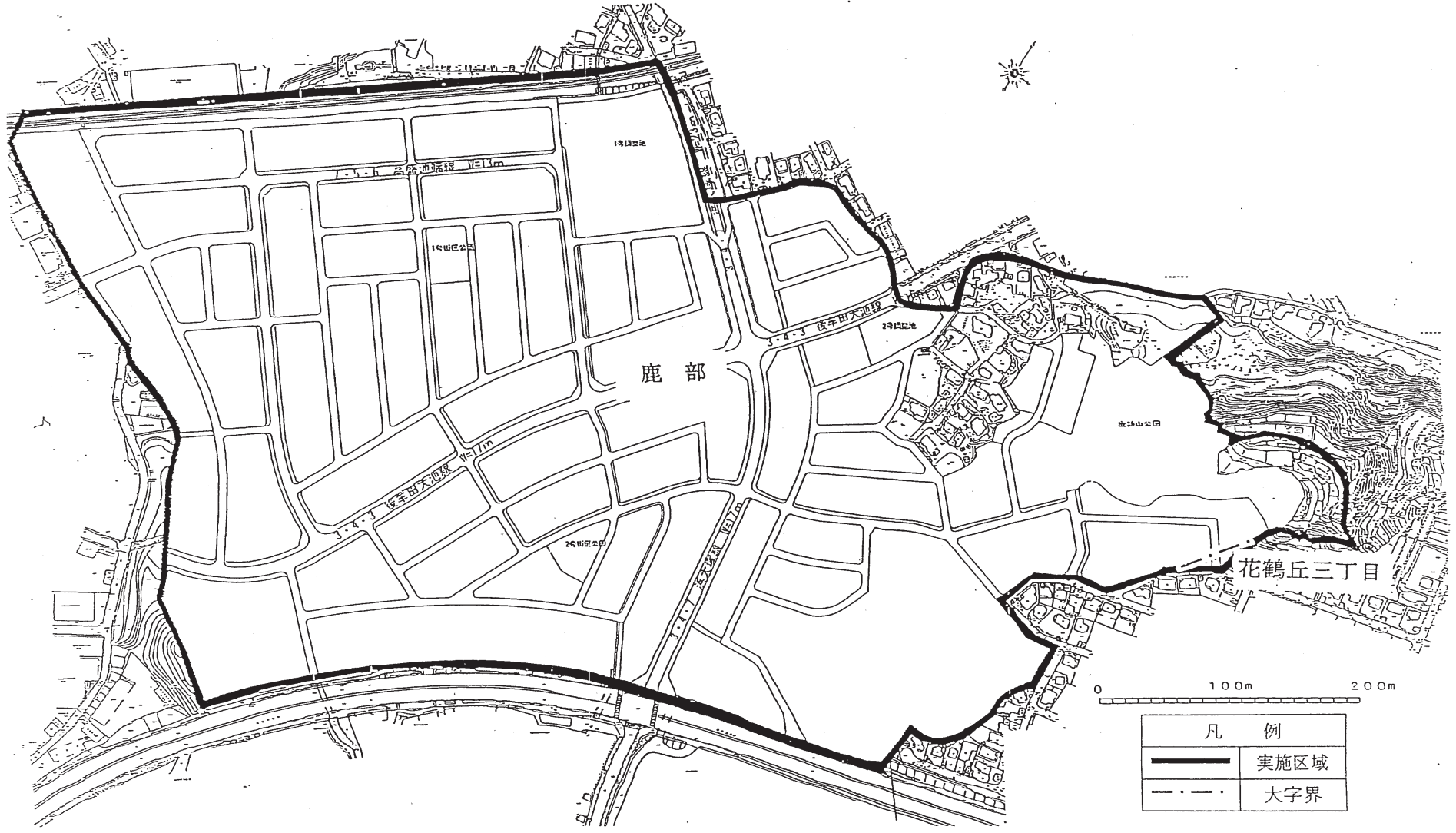
上記処分は、平成18年10月2日から効力を生ずるものとする。



平成18年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

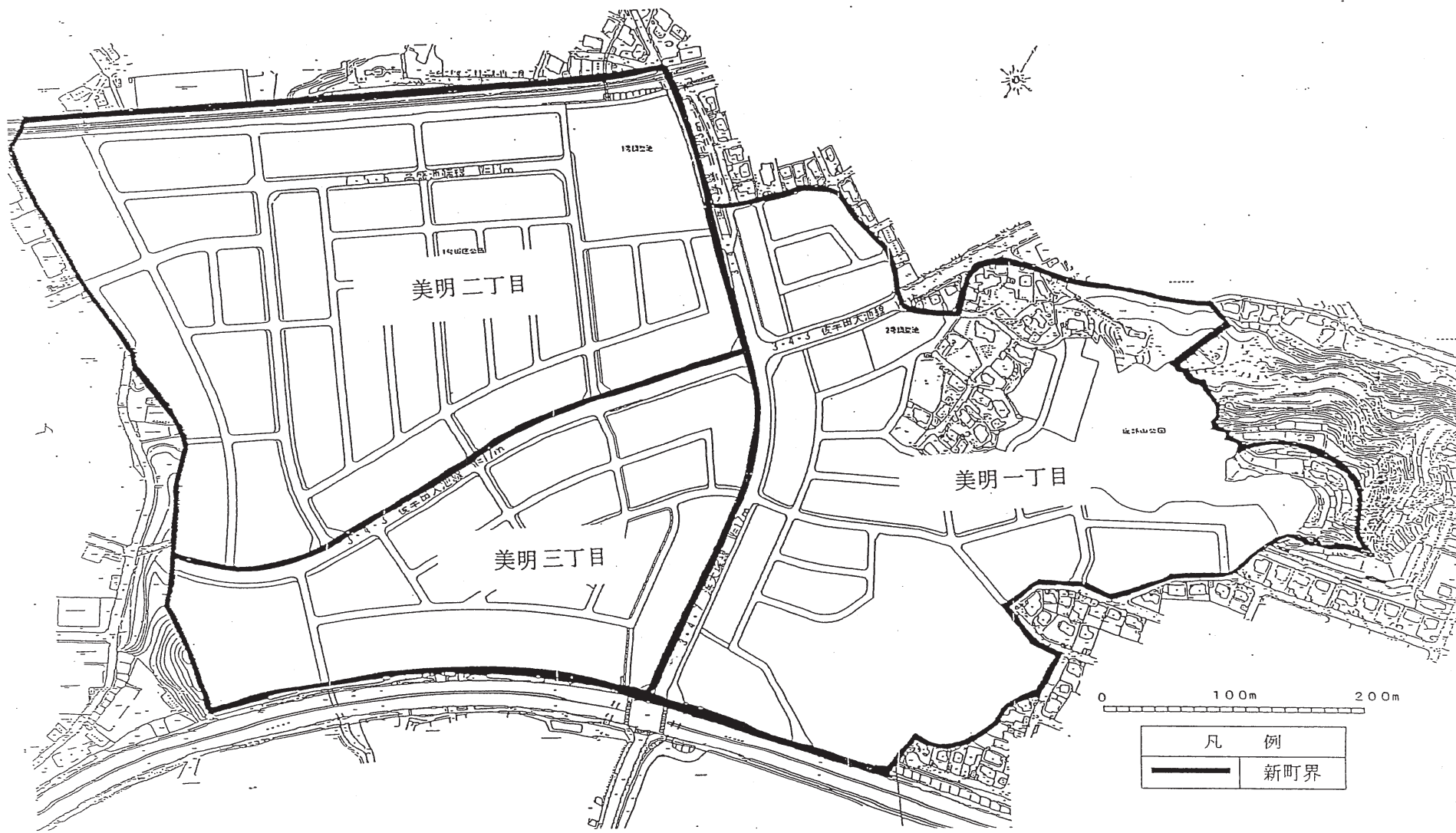
別図1の区域内の町及び字の区域及び名称を別図2のように変更する。

別図1



凡 例	
	実施区域
	大字界

別図2



福岡県告示第1321号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年6月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人電子認証局市民ネットワーク福岡
 - (2) 代表者の氏名
山崎 重一郎
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区長浜1丁目3番4号
 - (4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、インターネットの安全な利用を必要とする不特定の個人や団体に対し、デジタル証明書の発行等の電子認証に関連するサービスの提供およびインターネットの安全な利用に関する知識や情報の提供を行い、インターネット利用の安全と信頼性の向上に貢献することを目的とする。

（変更後）この法人は、インターネットの安全な利用を必要とする不特定の個人や団体に対し、インターネット利用の安全と信頼性の向上に資するための、電子認証およびインターネットの安全な利用に関する技術、知識、および情報の普及を行う。

福岡県告示第1322号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年6月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人エリアサポート機構
 - (2) 代表者の氏名
宗貞 喜好
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県田川市大字夏吉1204番地の11
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、活力ある町づくりのために様々なイベント企画の運営などの事業を通じ地域の人々と交流の和を深めると共に道路、河川、公園の清掃活動や植樹活動を行うことで地域社会へ貢献し新たな雇用の創生を図り経済の発展と地域住民の福祉向上を目的とする。

福岡県告示第1323号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年6月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ふれあい自立舎

(2) 代表者の氏名

内田 勝巳

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市瓦町9番地の3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者の地域での生活支援事業や、ユニバーサルな福祉の街づくりを進めることによって、福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1324号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 北九州市障害者相談支援事業協会

(2) 代表者の氏名

高松 鶴吉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた6階 北九州市障害者地域生活支援センター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は北九州市内に居住する障害のある人をはじめ、その関係者に対して、相談や情報提供に関する事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1325号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人NPまねじめんと支援室

(2) 代表者の氏名

内野 友昭

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町大字西隈173番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、特定非営利活動を行う団体に対して、経済、法律、会計に関する情報の普及啓発のための事業及び科学技術に関する情報の提供のための事業を行い、特定非営利活動を行う団体の維持・発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1326号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人いち膳から見る日本の文化
- (2) 代表者の氏名
古賀 令子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市原古賀町20番地の10の305号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、一般の市民に対して、情報提供、後継者育成、地元特産品の開発等に関する事業を行い、日本の伝統文化の普及、啓発や地域活性化に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1327号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年6月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人スマイル
- (2) 代表者の氏名
金子 享代
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵320番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者、精神障害者、高齢者等就労弱者に対して、職業能力開発及び雇用の場の提供に関する事業を行うとともに、リサイクルの推進に関する事

業を行うことで、障害者・高齢者福祉及び環境の保全を図り、もって誰もが住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1328号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 里山未来
- (2) 代表者の氏名
山田 大輔
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区香椎浜二丁目1番1-401号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対し、自然保護のための植樹及び樹木葬の普及活動等を行い、里山の環境保全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1329号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日

平成18年5月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ドーズ美容医療協会

(2) 代表者の氏名

竹下 憲生

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区下呉服町2番6-203号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く国民に対して、アンチエイジング医療（抗加齢医療）や、栄養学的見地からの子どもの健全育成に関する事業などを行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1330号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市在自字稗田1343番1、1343番2、1343番4及び1343番5並びに須多田字長尾下802番1及び802番3並びに803番1及び803番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市日吉三丁目29番10号

児島 ヒサエ

福岡県告示第1331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	山 新 田 線	前	糟屋郡久山町大字山田2480番13先から同郡新宮町大字立花口2153番1先まで	4.8 ～ 24.8	1137.0
			前	同上	14.0 ～ 50.0	1085.0
			後	同上	4.8 ～ 24.8	1042.0
			後	同上	14.0 ～ 50.0	1085.0

福岡県告示第1332号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

前原市大字川原字神楽972の1・字山神982の1・984の1から984の4まで・984の7・984の9・984の10・986の12・986の16・986の17・986の19・990・991の2・991の5・991の15（以上17筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

林道用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

前原市大字川原字神楽972の1 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備えて縦覧に供する。)

福岡県告示第1333号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除に係る保安林の所在場所

前原市大字川原字奥園128の1・128の4から128の6まで・128の8から128の10まで・128の13・128の14・128の17・128の30(以上11筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備えて縦覧に供する。)

福岡県告示第1334号

大川紅粉屋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭

和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成18年7月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
梅 崎 一 男	大川市大字紅粉屋438番地1
江 崎 芳 幸	〃 〃 〃 195番地
井 口 勝 榮	〃 〃 〃 415、416番地2
梅 崎 定 夫	柳川市間1924番地
横 田 卓 磨	大川市大字一木1344番地1
山 口 光 政	〃 大字新田170番地2
龍 光 敬	〃 〃 〃 1315、1316番地1
龍 靖 男	〃 〃 1429番地
龍 勉	〃 〃 紅粉屋350番地3
井 口 一 男	〃 〃 〃 255番地1
今 村 幸 男	〃 〃 〃 228番地
井 口 林	〃 〃 〃 307番地1
内 村 典 生	〃 〃 〃 396番地4
井 口 正 和	〃 〃 〃 430、432番地5
梅 崎 隆 義	〃 〃 〃 439番地
梅 崎 和 弘	柳川市七ツ家487番地
乗 富 日 登 士	〃 間1629番地1
田 中 隆 喜	〃 〃 1579番地1

2 退任監事

氏 名	住 所
井 口 正 司	大川市大字紅粉屋120番地2
山 田 辰 之 助	〃 〃 〃 460番地2

井 口 貢	” ” ” 327番地
-------	-------------

3 就任理事

氏 名	住 所
梅 崎 一 男	大川市大字紅粉屋438番地 1
江 崎 芳 幸	” ” ” 195番地
井 口 一 男	” ” ” 255番地 1
梅 崎 隆 義	” ” ” 439番地
佐 野 孝 良	” ” 一木1260番地 1
山 口 光 政	” ” 新田170番地 3
古 賀 豊 治	” ” ” 768番地 1
龍 勉	” ” 紅粉屋350番地 3
龍 幹	” ” 新田1368番地
井 口 林	” ” 紅粉屋307番地 1
内 村 典 生	” ” ” 396番地 4
今 村 幸 男	” ” ” 228番地
今 村 則 之	” ” ” 259番地 1 の 2
梅 崎 正 男	” ” ” 414番地 6
梅 崎 定 夫	柳川市間1924番地
梅 崎 和 弘	” セツ家487番地
乗 富 日 登 士	” 間1629番地 1
田 中 隆 喜	” ” 1579番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
井 口 正 司	大川市大字紅粉屋120番地 2
井 口 隆 生	” ” ” 329番地 1
井 口 勝 豊	” ” ” 441番地 1

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第69号

平成18年7月5日、福岡県議会議員補欠選挙（浮羽郡選挙区）を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第19項第6号及び同法第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

平成18年7月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

福岡県選挙管理委員会告示第70号

福岡県議会議員補欠選挙（浮羽郡選挙区）が近く執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、その要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成18年7月12日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

- 登録の基準日 平成18年8月3日
ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、平成18年8月13日をもって算定するものとする。
- 登 録 日 平成18年8月3日
- 縦 覧 期 間 平成18年8月4日の1日間

収用委員会

福岡県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき次の者に送達すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県土木部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成18年8月2日をもって当該書類の送達があ

ったものとみなされます。

平成18年7月12日

福岡県収用委員会

1 事件名

平成17年度福収権第6号事件及び平成17年度福収明第6号事件

2 事業名

一般国道496号改築工事（豊津犀川バイパス・福岡県京都郡みやこ町光富字下川原地内から同所字ナメラ地内まで及び同町犀川内垣字山口地内から同町犀川木井馬場字宮ノ上地内まで）

3 送達を受けるべき者

森 義雄

大阪府大阪市西成区鶴見橋2丁目8番24号

4 送達すべき書類

平成18年5月26日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第3項の規定に基づき、第5種共同漁業権の免許にかかる平成18年度魚種別増殖目標数量を次のとおり告示する。

なお、こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止に万全を期すため、特例として増殖方法及び目標数量を掲げない。

平成18年7月12日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

漁業権番号	漁業権者名	魚種名	増殖方法	目標数量
内共第1号	矢部川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	70,000尾 20,000,000粒（受精卵）
		こい	なし	なし

内共第2号

下筑後川漁業協同組合

ふな	種苗放流	100キログラム	
うなぎ	〃	5,000尾	
にじます	〃	5,000尾	
やまめ	〃	15,000尾	
おいかわ	種苗放流 産卵床造成	1,500,000尾 10ヵ所	
うぐい	産卵床造成	8ヵ所	
すっぽん	種苗放流	500尾	
かに	〃	2,000尾	
えび	〃	10,000尾	
わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒（受精卵）	
こいな	なし	なし	
ふな	種苗放流	100キログラム	
うなぎ	〃	10,000尾	
おいかわ	〃	50,000尾	
すっぽん	〃	500尾	
かに	〃	5,000尾	
えび	〃	50,000尾	
筑後川漁業協同組合	あゆ	種苗放流 人工ふ化放流	150,000尾 30,000,000粒（受精卵）
	こい	なし	なし

	筑後川 漁業協同組合	ふな	種苗放流	200キログラム
		うなぎ	〃	5,000尾
		おいかわ	産卵床造成	3ヵ所
		かに	種苗放流	3,000尾
		えび	〃	5,000尾
	甘木 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	20,000尾
		こいな	なし	
		うなぎ	種苗放流	2,000尾
		やまめ	〃	15,000尾
		おいかわ	〃	30,000尾
かに		〃	4,000尾	
わかさぎ		人工ふ化放流	5,000,000粒(受精卵)	
内共第3号	下筑後川 三大又青 大上野新 川柳浜 沖漁業協同組合	こいな	なし	
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	10,000尾
		かに	〃	3,000尾
		えび	〃	20,000尾
内共第4号	室見川 漁業協同組合	あゆ	種苗放流	25,000尾
		こいな	なし	

内共第5号	八木山川 漁業協同組合	ふな	種苗放流	50キログラム
		やまめ	〃	1,000尾
		おいかわ	〃	3,000尾
		あゆ	種苗放流	10,000尾
		こいな	なし	
内共第6号	京二川 漁業協同組合	ふな	種苗放流	50キログラム
		あゆ	種苗放流	15,000尾
		こいな	なし	
		ふな	種苗放流	100キログラム
		うなぎ	〃	2,000尾
		やまめ	〃	2,000尾
		おいかわ	〃	10,000尾
		すっぽん	〃	200尾
		かに	〃	2,000尾
		えび	〃	5,000尾
内共第7号	京二川 漁業協同組合	わかさぎ	人工ふ化放流	3,000,000粒(受精卵)
		あゆ	種苗放流	10,000尾
		こいな	なし	
		ふな	種苗放流	100キログラム

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
18・6・28	2551 増刊②	目次		1	○		10		漁船損害等補償法	漁船損害補償法
		告示	1251	18	○	後ろから	4		漁船損害等補償法	漁船損害補償法

正 誤

内 共 第8号	岩 岳 川 漁 業 協 同 組 合	う な ぎ	種 苗 放 流	2,000尾
		や ま め	〃	2,000尾
		お い か わ	〃	10,000尾
		す っ ぽ ん	〃	200尾
		か に	〃	2,000尾
		え び	〃	5,000尾
こ い な	し	なし		

内 共 第9号	犬 山 漁 業 協 同 組 合	ふ な	種 苗 放 流	50キログラム
		あ ま ご	〃	1,000尾
		お い か わ	産 卵 床 造 成	3ヵ所
		こ い な	し	なし
		ふ な	種 苗 放 流	100キログラム
		お い か わ	産 卵 床 造 成	1ヵ所
		わ か さ ぎ	人 工 ふ 化 放 流	3,000,000粒 (受精卵)